

事務連絡
2024年（令和6年）4月15日

障がい児通所支援事業所各位

藤沢市子ども家庭課

令和6年度報酬改定に伴う個別サポート加算（I）の見直しについて（通知）

日頃から、本市の児童福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和6年度報酬改定にて個別サポート加算（I）の見直しがあり、調査方法等が変更となりましたのでお知らせいたします。併せて、判定にかかる様式も、以下の1のとおり見直しましたので、ご確認ください。なお、すでに支給決定のある障がい児については、支給申請時点の資料に基づき見直しを行っています。以下の2をご確認ください。

なお帳票上の表記はありませんが、これまでと同様に就学児サポート調査票は、通所支援事業所等の職員に確認または相談しながら記入することも可能です。適切な判定にご協力いただけますようお願いいたします。また、受給者証発行後に判定の見直しが必要と思われる児童がいた場合の手順も併せて見直しをおこなっています。以下の3をご確認ください。

1. 様式の変更内容

- （1）「日常生活確認票（区分表）」は廃止し、「障がい児の調査項目（5領域20項目）」とします。
- （2）就学児サポート調査票は、一部の表記を変更しています。

2. 令和6年4月1日現在、支給決定がされている障がい児について

すでに交付している受給者証の表記に変更がある場合のみ、4月中を目途に受給者証を再交付しています。受給者証の提示を促していただき、確認後に請求する等、適正な請求事務にご協力いただきますようお願いいたします。

3. 受給者証発行後に判定の見直しが必要と思われる児童がいた場合の手順

- （1）事業所で「個別サポート加算（I）の判定基準」をもとに、障がい者手帳の取得状況や「障がい児の調査項目（5領域20項目）」及び「就学児サポート調査票」を用いて、判定を実施する。

- (2) 事業所での判定結果が本加算に該当する場合、調査の結果や児童の様子について保護者へ説明する。
- (3) 判定の見直しについて、保護者の同意が得られた場合、事業所から保護者へ市で変更手続きをするよう説明する。((1)で「障がい児の調査項目(5領域20項目)」及び「就学児サポート調査票」にて該当となる場合は、写しを渡し、市へ提出するよう促す。)
- (4) 市は、障がい児通所給付費支給変更申請書の申請を受け、障がい者手帳の取得状況や「障がい児の調査項目(5領域20項目)」及び「就学児サポート調査票」等を審査の上、受給者証を交付します。(原則、申請の翌月から適用されます。)

3. 添付資料

- (1) 個別サポート加算(I)の判定基準
- (2) 障がい児の調査項目(5領域20項目)
- (3) 就学児サポート調査票

4. その他

放課後等デイサービスにおいて、就学児サポート調査票が13点以上であるものとして「個別サポート加算(I)」の対象であると判定された障がい児に対して、強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置して支援を行い、さらに30単位/日を加算する場合は、体制がある旨を都道府県に届出する必要がありますので、ご注意ください。

以 上

【事務担当】

藤沢市子ども青少年部子ども家庭課
障がい児支援担当 中島・高梨・若山
電話 0466-50-3569

Email fj1-kodomo-ss@city.fujisawa.lg.jp